



日本におけるネパール人移民の動向

南埜, 猛
澤, 宗則

(Citation)

移民研究, 13:23-48

(Issue Date)

2017-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004201>



日本におけるネパール人移民の動向

南 埜 猛・澤 宗 則

- I. はじめに
- II. ネパールからの移民の歴史的考察
- III. ネパールにおける移民政策と現状
- IV. 日本における南アジア系移民の動向
- V. ネパール人留学生と日本語学校
- VI. おわりに

キーワード：ネパール人移民，移民政策，グローバル化，日本語学校，リトルネパール

I. はじめに

グローバル化した社会において、国境を越えた資本とともに人の移動が極めて顕著となっている。越境する移民達は増加するに伴い、移住先の労働市場をはじめ、経済、社会と徐々に関係性を強める。さらに、多くの移民を受け入れてきた先進国において移民の受け入れの是非が政権選出上の大きな論点となるなど、国内政治との関連性も強くなる傾向にある。また外国の移民から家族への送金やさらには投資という形で出身地の経済、社会に次第に大きな影響を与える。グローバル化の進展した現代社会に関して、移民の存在抜きで考察することはもはや困難となってきたといえよう。移民の増加は単に人数が増えるという量的変化にとどまらず、質的变化を伴うものである。例えば、かつては商人や単純労働者が中心であったインド人移民は、現在ではこれらに加え IT 技術者が増加し、アメリカ合衆国とインドでの IT 産業が隆盛する原動力となっている。また、本稿で扱うネパールからの移民において、かつては軍人、単純労働者が中心であったが、現在は単純労働者、コックや留学生が増加している。これら移民の変化は、送出国（出身地）と受入国（移住先）の双方の政治・経済的状況の変化と密接に関わっている。そのため、移民の分析においてこれら送出国と受入国双方からの分析が不可欠だといえる。

世界の移民の数は2億4,400万人にのぼる（UN 2016）。近年では、激しい戦乱の続くシリアやスーダンなどから難民としての移民の増加がみられる。また、インド、バングラデシュ、メキシコやフィリピンなどからの労働移民は継続的に増えている。移民の最大の受入国はアメリカ合衆国であるが、近年では経済成長の進むアジア諸国間の移動が極めて大きくなっている（UN 2016, p.3）。

日本への移民において近年急増しているのがネパール人である。在留ネパール人¹⁾と在

留インド人の変化を比較すると、在留ネパール人は1995年には1,314人（在留インド人、5,508人）にしか過ぎなかった。2005年の在留ネパール人は6,953人（同、1万6,988人）で、いずれも在留インド人の方が多かった。しかし2015年末の在留ネパール人は5万4,775人であり、在留インド人の2万6,244人を大きく上回っている。在留ネパール人の増加は顕著であり、特に直近の2005～2015年に約7.9倍と激増している。このように日本で急増しているネパール人であるが、いまだ一部の報道²⁾を除いて、あまり注目されておらず、在日ネパール人の実態については、Yamanaka (2000) や南 (2008), Minami (2008) の論考や報告³⁾ などわずかであり、いずれも在日ネパール人が急増していない2000年以前の状況の分析が中心であり、急激な増加要因に関する分析はいまだほとんどなされていない。

本研究は、近年急増する在日ネパール人について、各種統計データを用いて検討し、その動向と変化要因を明らかにすることを目的とする。本稿では、まずネパールでの移民にかかわる状況を歴史変遷（Ⅱ章）ならびに移民政策と現在の状況（Ⅲ章）から整理する。次に日本におけるネパール人を他の南アジア諸国出身者と比較しながら、その特徴を在留資格や地域分布の点から検討する（Ⅳ章）。さらに2015年の在留ネパール人の在留資格で最も多い「留学」に注目し、その主な就学先である日本語学校に焦点をあてて考察し（Ⅴ章）、急激する在日ネパール人の特徴を明らかにする（Ⅵ章）。

Ⅱ. ネパールからの移民の歴史的考察

ネパールからの移民については、西澤 (1985), 小林 (2010,2013), 水野 (2010), スベディ (2005), Khatiwada (2014), Sijapati, B. *et als* (2015), Piya and Joshi (2016) など、多くの論考がある。ここでは、それらの先行研究をもとに、送出国ネパールにおける移民の歴史を、1) インド独立以前、2) インド独立から1985年、3) 1985年以降の3つの時期に分けて概観する。

1. インド独立以前

ネパールを検討するにおいて、植民地としての英領インド（現在のインド、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー）ならびに現在のインドとの関係は極めて大きい。そのため本稿のネパールの移民の検討においても、インドの独立（1947年）で時期区分し、検討を加える。

まず世界三大移民の一つの在外インド人社会に関しては、歴史的積み重ねのなかで形成されてきた。その最初の大きな波は、英領インド期における奴隷制の廃止と年季契約移民制度・請負人徴募制の導入によるものである。英領インドの各地から多くのインド人がイギリス植民地に労働者として送られ、在外インド人の分布は世界に広がった。このように、

表 1 ネパール人移民にかかわる主なできごと

年	項目
1769	ネパール王国の成立
1814	グルカ戦争
1816	スガウリ条約を批准
1880	ゴルカ兵の募集協定の締結
1923	ネパール・イギリス友好条約の締結
1947	インド分離独立
1950	インド・ネパール平和友好条約の締結
1985	国外労働法の制定
1990	民主化（複数政党制、国民主権の新憲法の制定）
1993	経済自由化政策の導入
1996	毛沢東主義派によるネパール内戦が始まる
1998	国外労働法の改定
1999	国外労働規則の制定
2006	ネパール内戦の包括的和平合意
2007	新国外労働法の制定
2008	制定議会選挙の実施、王政の廃止
2008	新国外労働規則の制定
2011	新国外労働規則の改定
2012	国外労働政策の公布
2015	ネパール大地震（4月）
2015	新憲法の公布（9月）

出所：西澤（1985）、佐伯（2003）、Government of Nepal（2014, 2016）をもとに筆者作成。

在外インド人社会においてイギリスの植民地であったことが現在に至るまで極めて重要な意味をもつ（南埜 2008, 南埜・澤 2017）。

次に、ネパールの歴史を概観する。1769 年にプリトビ・ナラヤン・シャハがネパールを統一し、カトマンズに都を置くネパール王国が成立する（表 1）。1814 年にネパール王国はタライ地域（ネパール南部のインド国境沿いの平坦地域）の領有権をめぐり東インド会社との戦争（グルカ戦争）が勃発した。戦争に敗れたネパール王国は 1816 年にスガウリ条約（Sugauli Treaty）を批准し、インドのように植民地にはならなかったが、シッキムやクマオン・ガルワール（現インド・ウッタラーカンド州の一部）、タライ地域を失い、多額の補償金が課せられた。また投降協定において、ネパール人兵士が本人の希望で英領インド軍に所属できるようになり、英領インド軍内にネパール出身であるゴルカ兵の部隊が編成されるようになった（佐伯 2003）。ゴルカ兵はイギリスのインド平定において活躍し、その名声を高めることで、その後もさらに増強がなされていった。1880 年の第 2 次アフガニスタン戦争勃発などを受けて、イギリスによるゴルカ兵の募集協定（Anglo-Nepal Treaty of Peace and Friendship）が結ばれ、第二次世界大戦では 20 万人以上のネパール出身

者のゴルカ兵が英兵として参加したとされている。インド独立後もイギリスならびにインドでゴルカ兵の部隊は存続し、現在でもイギリス軍に2,000人、インド軍に5万人のゴルカ兵がいる。彼らは比較的戦闘の少ない状況で、良い収入と年金を得て、ネパール国内において富裕層の一部を形成している。またゴルカ兵コネクションはネパールと海外を結び付ける役割を果たしてきた（Yamanaka 2000）。

ネパールは、スガウリ条約の締結（1816年）から1951年の王政復古による排外政策の廃止までは基本的に外国人の入国を認めない鎖国政策がとられてきた（表1）。他方ゴルカ兵以外にも、ネパール人の国外への移動はみられた。その最大の要因は、搾取的な税金から逃れるためのものである。彼らの移住先は周辺の地域に限られ、インドのダージリンやアッサムの茶園プランテーションでの農業労働者、シッキムやブータンでの森林開発のための労働者、さらにインド・ビハール州や西ベンガル州での炭鉱労働者としての移動がみられた。そして、それらの動きは、1923年のネパール・イギリス友好条約（Nepal-Britain Treaty of 1923）によりインドとネパール間の労働移動が自由となることで、さらに促進された。

以上のように、ネパールからゴルカ兵という窓口を通して世界へ、そして労働者としては限定的に英領インド領内へ継続的な流出が続けられてきた。そして、それぞれの地域で在外ネパール人社会が形成されてきた。

2. インド分離独立から1985年まで

1947年にインドはイギリスより分離独立した。ネパールからインドへの移民の流れは、独立後も独立以前と同様の傾向がみられた。その流れを支える大きな要因が1950年のインド・ネパール平和友好条約（Indo-Nepal Peace and Friendship）の締結である（表1）。同条約はインドとネパール間の人の自由な往来を公的に認めるもので、ビザ、パスポート無しで両国間の出入国と就労が認められ、その取り決めは現在に至っている。

ネパール国内においては、食料不足や丘陵地域における人口増加がプッシュ要因として働き、インドでの新規工業団地や都市部での労働市場の拡大はネパールの若者を引きつけるプル要因となった（Piya and Joshi 2016）。その結果、数十万人のネパール人がインドに移動した。

在外ネパール人の実態については、センサス（国勢調査）における国内不在者（absentees；つまり国外に居住するネパール人）の統計により把握できる。1952/54年センサスでは国内不在者数は19万8,120人であり、1961年32万8,470人である。1971年センサスでは国内不在者の統計は採られておらず不明であるが、1981年センサスでは40万2,977人であった（表2）。1981年における国内不在者数のうち93.1%がインドに居住している。この値

表 2 センサスにおける在外ネパール人の動向

年	総人口	うち国外居住者			総人口に占める割合	うちインド在住者	
		男	女	合計		インド在住者の割合	
1981	15,425,816	328,448	74,529	402,977	2.6	375,196	93.1
1991	19,149,387	548,002	118,288	658,290	3.4	587,243	89.2
2001	23,499,115	679,469	82,712	762,181	3.2	589,050	77.3
2011	26,494,504	1,684,029	237,400	1,921,494	7.3	722,255	37.6

注：1991 年の総人口は表中は 18,491,097 人とあったのを，19,149,387 人に訂正した。

出所：Khatiwada（2014）table 9.3, 9.4 をもとに作成。

が示すように，1947 年から 1985 年までの在外ネパール人は，2000 年代以降と比べ，規模も限定的でかつ移動先もインドにほぼ限定されていた。

3. 1985 年以降

1973 年のいわゆるオイルショック以降に石油価格が高騰し，中東産油国は巨額のオイルダラー (oil dollar) を獲得し，開発が急激に進み，建設労働者などの単純労働者を，自国民ではなく国外からの移民労働者に依存することとなった。インドやバングラデシュなどの南アジアからも大量の移民労働者が中東産油国に向かい，彼ら / 彼女らの送金は送出国の経済に大きな影響をもたらした。

そのような状況において，前述のとおり当時のネパールから国外への労働者移動は極めて限定的であった。ネパール政府は，バングラデシュ政府が移民労働者を積極的に支援し彼ら / 彼女らの送金が外貨獲得の重要な手段となっている状況に刺激されて，自国の経済成長の隘路（工業化の限界）の打開策として，本格的に自国民の国外就労を制度化する動きがみられた（小林 2010）。それが 1985 年に施行された国外労働法（Foreign Employment Act, 1985）である（表 1）。この法律は，ネパール人労働者（主に半熟練労働者・未熟練労働者）の世界の労働市場へオープン化を図るものであった。しかし，1991 年センサスの結果をみると，在外ネパール人の数は増加しているものの，依然として移住先としてはインドの割合が 89.2% と高く，同政策の影響は限定的であった（表 2）。

しかしその後，ネパール国内の状況も大きく変化してきた。1960 年に議会が解散され，「国王主権」を掲げた憲法の下で続けられてきた国王親政制度が 1990 年に廃止となり，議会制度を取り入れた新憲法が制定された（表 1）。その民主化を受けて，1995 年にネパール共産党毛沢東主義派が結成され，1996 年に同派は武装蜂起し，ネパールは内戦に突入する。2006 年の包括的和平合意までの間，ネパール国内ではゲリラ戦が展開され，政治的に不

安定な状況が続いた。そして2008年5月に制憲議会で、約240年間続いた王制が廃止され、王国から連邦民主共和国となった。このような政治的混乱が続く中、経済的にはインドと同様に、1990年代以降、一貫して経済自由化を推進する政策が導入され、次章で検討するように国外でのネパール人労働者への環境整備も進められてきた。

センサスにより在外ネパール人の状況をみると、2001年は76万2,181人とあまり増えておらず、1991年からは約1.2倍の増加に留まった（表2）。しかし、在外ネパール人の中でインド居住が占める割合は89.2%から77.3%と大きく減っている。他方インド以外では、サウジアラビア6万7,460人（8.9%）、カタール2万4,397人（3.2%）、アラブ首長国連邦1万2,544人（1.6%）と続き⁴⁾、中東産油国への出稼ぎの増加がみられる。そして2011年センサスでは、在外ネパール人の数が192万1,494人と2001年と比べて、約2.5倍にも増加している（表2）。総人口に占める割合も7.3%となり、在外ネパール人を含む世帯は25.1%、つまり4世帯に1世帯の割合に達している。ネパール人の移住先は、インドが72万2,255人と増加したが、その割合は37.6%に低下している。地域別にみると、中東産油国への移住はインドとほぼ同じく72万1,791人（37.6%）であり、続いてマレーシアを含むASEANが24万9,889人（13.0%）、ヨーロッパ5万8,882人（3.1%）、北米（アメリカ合衆国とカナダ）4万8,077人（2.5%）、その他のアジア4万4,566人（2.3%）となった（Khatiwada 2014, table 9.6）。

以上のように、在外ネパール人は英兵（グルカ兵）や、自由に越境できるインドへの移動が主流であったが、その後は経済成長が進む中東産油国や、近年はマレーシアで増加している。そこで次章では、ネパール政府の移民政策と関連させながらネパール人移民の近年の動向と現状を考察する。

Ⅲ. ネパールにおける移民政策と現状

1. 移民政策

前章でみたように、近年ネパール人移民労働者の数が急増し、ネパールにおいて在外ネパール人からの送金はGDPの27.7%を占め（2014/15年度）（GON 2016）、外貨獲得の重要な手段となっている。移動先はインド以外では、中東ならびにASEANへの移動が増えている。センサスにおける在外ネパール人のインド以外の占める割合は、1981年に6.9%、1991年10.8%、2001年22.7%、そして2011年には62.4%とその割合が増加している。実数では1981年の2万7,781人から2011年には119万9,239人となった。

ネパール内戦（1996～2006年）で国内経済が停滞する中、在外ネパール人からの送金はネパールにとって重要な役割を果たしてきた。ネパール政府も表1に示すように、国外労働法の改定や国外労働規則（Foreign Employment Rule）の制定など法制整備を積極的に行っ

てきた。そして 2006 年のネパール内戦の和平合意を受けて、国外労働法は 2007 年に大きく改正された（新国外労働法；Foreign Employment Act, 2007）（GON 2014）。

1985 年の国外労働法は国外労働市場への参入に主眼が置かれていたのに対して、2007 年の新国外労働法では在外ネパール人の安全と福利、人権の保全、手続きの制度化、さらに在外ネパール人労働者を対象とする基金や保険、トレーニングセンターの設置など労働者の保護や労働環境の保全に主眼が置かれている。同法の改正を受けて、国外雇用局（Department of Foreign Employment）、国外雇用促進委員会（Foreign Employment Promotion Board）、国外雇用裁判所（Foreign Employment Tribunal）などの機関が整備され、国内にカトマンズのほか 16 のトレーニングセンター（Vocational and skill development training centre）が設置された。さらに国外労働に関する基本方針として、2012 年に国外労働基本政策（Foreign Employment Policy）が発表された（GON 2016）。

ネパール人労働者の国際化は、国外労働法の整備のほか、政府主導でそれぞれの国と交渉する形でも進められている。その一つが二国間労働協定（Employment Permit System(EPS)）である。カタール（2005 年）、アラブ首長国連邦（2007 年）、韓国（2007 年）、バーレン（2008 年）、日本（2009 年）、イスラエル（2015 年）などと締結を行っている（GON 2016）。

二国間労働協定の実績をみると、韓国でのネパール人労働者の受け入れが 2008 年以降の 2015 年の間に 3 万 3,960 人に対して、日本の受け入れ機関である国際研修協力機構によるネパール人労働者の受け入れは、わずか 100 ～ 200 人台で推移しており（白石, 2017）、韓国とは異なる様相を示している。また外国人技能実習制度のネパール人が失踪するなどの事件も発生している⁵⁾。

2. 移民の実態

ネパール人の最大の移住先であるインドへの移動は、インド・ネパール平和友好条約により両国間での移動ならびに就労が自由であるため、ネパール政府による在外ネパール人の実態把握は限定的なものであった。またインド以外の国で就労するための就労申請数は 1999/2000 年度においてわずか 2 万 7,796 人であった。前述のとおり 1999 年に国外労働規則が制定され、制度上の不備が整えられ、その結果、2001/2002 年には 10 万 4,736 人に増加している。とはいえ、2001 年センサスの在外ネパール人の数 76 万 2,181 人とは大きな開きがあり、就労申請の情報をもとに在外ネパール人の把握は難しい状況にあった。

在外ネパール人の把握については、これまで用いてきたセンサスデータのほか、ネパール政府が実施する生活調査（Nepal Living Standards Survey）や、2009 年に世界銀行が実施したネパール移民調査（Nepal Migration Survey）がある。そのネパール移民調査によれば、210 万人に達する在外ネパール人の受入国の内訳は、インドが 86 万 7,000（41%）と第一

位であるが、中東産油諸国に 81 万人（38%）、そしてマレーシアが 24 万 5,000 人（12%）であった。また主な職種をみると、工場労働者が 32%、建設労働者 16%、ホテルや飲食店の従業員が 16%となっている（World Bank 2011）。

さて、ネパール政府による国外労働にかかわる法整備にしたがい、インドを除く国外就労許可を得た出稼ぎの数が増加した。前述のように、1999/2000 年度における就労申請の許可数はわずかに 2 万 7,796 人であったのが、新国外労働法制定後の 2008/09 年度は 21 万 9,965 人となり、その後も右肩上がりに増加し、2013/14 年度には 50 万人を超えている。2014/15 年度はネパール大地震（2015 年発生）の影響で減少したものの、50 万人近く of 申請許可がなされ、より実態を反映したものになっている。

そこで、近年のインドを除く国外での就労許可を示した図 1 をもとに検討する。2008/09 年度から 2014/15 年度の 7 か年の就労許可申請は 272 万 3,587 人に達し、その受入国は 110 か国にぼる。その内訳はマレーシア（33.3%）、カタール（19.0%）、サウジアラビア（18.9%）、アラブ首長国連邦（9.8%）クウェート（2.5%）であり、この上位 5 か国で全体の 83.5%を占める。図 1 が示すように、2012/13 年度以降はマレーシア、カタール、クウェートへの移民が増加している。経済成長が進み、低賃金労働者が不足した国々であることが分かる。

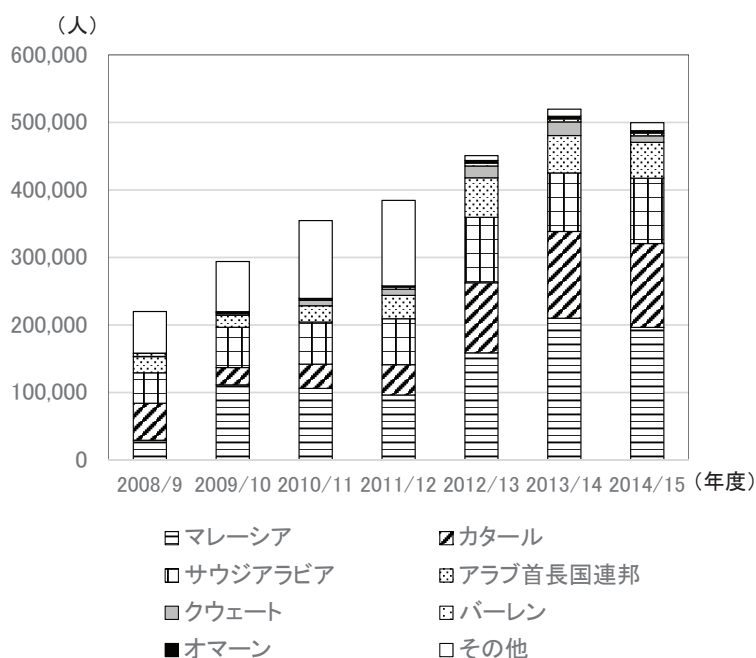


図 1 ネパール政府による国外就労許可の推移（インドを除く）
（2008/9 年度～ 2014/15 年度）

出所：Government of Nepal（2016）より筆者作成。

表 3 ネパール教育省による国別留学承諾書の発行数の推移（2010/11 年度～ 2014/15 年度）

	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15
日本	1,128	1,310	4,272	7,933	9,457
オーストラリア	2,341	3,644	4,408	11,184	8,944
アメリカ合衆国	1,203	849	809	1,456	3,105
インド	502	812	1,211	1,003	1,042
マレーシア			830	1,190	1,012
バングラデシュ	363	307	377	473	865
中国	353	453		581	752
デンマーク				404	742
ニュージーランド					598
ドイツ	293	275	412	366	431
イギリス	3,140	577	627	438	
ノルウェー			517		
モーリシャス			360		
フィンランド	192	220			
フィリピン	268	216			
その他	2,129	1,595	2,676	3,098	3,748
合計	11,912	10,258	16,499	28,126	30,696

出所：Government of Nepal（2016）より筆者作成。

さて、日本への就労許可申請は国別では 10 位であるが、全体の 0.2%を占めるに過ぎず、日本はネパール人労働者にとり主要な受入国とはなっていない。一方、ネパール教育省が発行する留学承諾書の動向を示す表 3 によると、日本はネパール人において極めて主要な留学先となっている。2014/15 年では第 1 位であり、全体の 30.8%を占めている。日本への留学申請は、2010/11 年度には 1,128 人でしかなかったが、その後オーストラリアとともに、急増している。その一方、かつての主要な留学申請先であったイギリスは減少している。つまり、ネパール人にとり日本は就業先ではなく留学先として極めて重要な国となっていることが分かる。

次章では、日本における南アジア系移民の動向を受入国・日本の移民政策の変遷と関連させて考察を行う。

Ⅳ. 日本における南アジア系移民の動向

本章では、日本における移民政策の変遷と関連させながら、南アジア諸国からの入国者数および在留者数⁶⁾の変化の分析を行い、在日ネパール人の動向の特徴を明らかにする。

1. 入国者数の動向

法務省の「出入国管理統計」によると、2015年の入国者総数は196万8,247人である。そのうち南アジア（ネパール、インド、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブの7か国）は19万0,673人で、入国者全体の1%を占めるに過ぎない。近年では中国からの入国者が増加し、南アジアからの入国者が全体に占める割合は10年前（2006年）の1.3%より低下している。しかし、実数では2006年の10万2,914人から約2倍に増加した。

南アジアからの入国者数はそれぞれの時期の状況を敏感に反映している。図2は1950年から2015年までの南アジアからの入国者数の推移を示したものである。まず最も入国者の多いインドに注目すると、一貫して増加傾向にあり、日本経済におけるインド人の重要性が増大していることが分かる。

1980年代後半にパキスタン人とバングラデシュ人の入国者数が増加した。当時は日本の好景気で工場や建設現場での非熟練労働者の需要が増大していた。パキスタンとバングラデシュ両国と日本は、当時それぞれ「査証相互免除取り決め」があり、両国からの入国が容易であった。一方、インドをはじめ、「査証相互免除取り決め」がない、その他の南

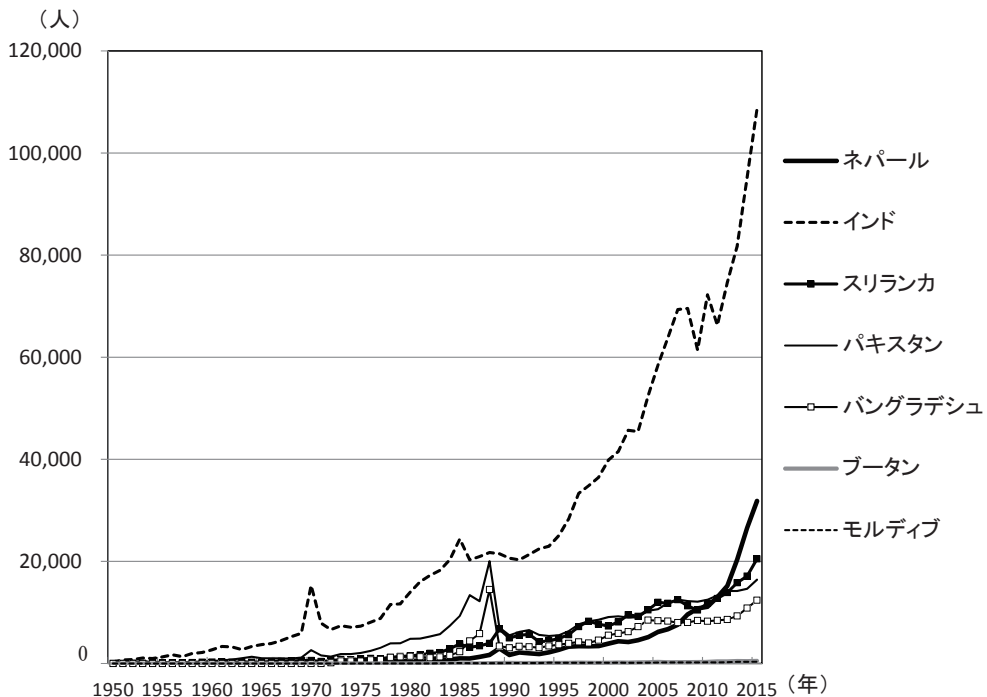


図2 南アジアからの入国者数の推移（1950～2015年）

出所：法務省「出入国管理統計表」

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html) より筆者作成。

アジア諸国からの入国者数はほとんど変化しなかった。しかしその後、日本政府は1989年にパキスタンとバングラデシュに対する「査証相互免除取り決め」を停止し、その結果、両国からの入国者数は激減した。それ以降、日本における非熟練移民労働者は、ブラジルやペルーの「日系人」が代替することとなった。

1990年代以降の状況は、1991年に新経済政策を打ち出したインドからの入国者数が急増し、特に2000年のY2K問題⁷⁾に対処すべくITバブルが生じた。その際、IT産業における技術者としてインド人が注目された。その後2008年のリーマンショックの影響で減少した年もあるが、全体としては増加傾向にある。「査証相互免除取り決め」がなくなったパキスタンとバングラデシュからの入国者数も緩やかな増加を続けている。1990年代以降でインドに続いて増加を示したのが、スリランカ人とネパール人である。とくにネパール人は2000年代半ばから急増し、2012年以降はインドに次ぐ入国者数となっている。

2. 在留資格からみた入国者の特徴

日本に入国する外国人の多くは、観光などを目的とする短期滞在の場合が大部分を占めている。インド人入国者の場合、IT技術者の流入を反映して、2015年において「技術・人文知識・国際業務」の割合が高い（表4）。2014年6月に、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布され、それまでの「技能」と「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」に一本化されている。したがって、2006年における両者を合わせた割合は9.5%となる。この点を勘案すると、2006年と2015年の在留資格者構成はほぼ同じであるといえる。

ネパール人入国者は、「留学」が第一位で31.5%（2015年）と高い割合となっている。2006年時点では、他の国と同様に「短期滞在」が第一位であったが、前述の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の公布を受けて、それまでの「留学」と「就学」が「留学」に一本化されている。その両者を合わせると、13.7%であり、2015年と比べて割合としては少ないが、主要な在留資格といえる。「留学」以外に、「技能」の割合が高いことも特徴である。これはインド料理店でのコックなどであり、この点はインド人にも当てはまる。

3. 在留者の動向と地域分布

入国者と在留者の傾向は異なる。2015年末の在留外国人の総数は223万2,189人であり、そのうち南アジアからの在留者数は11万7,841人で全体の5.3%を占める。過去10年間の動向をみると、南アジアからの在留者数は年々増加してきており、2006年の5万6,112人から2.1倍となっており、在留外国人総数に対する割合も2.7%から5.3%へと約2倍となっている。

表4 在留資格からみた国別入国者の属性 (2015年)

(人, %)

	総数	1	2	3	4	5	6	7
入国外国人	19,688,247	短期滞在	永住者	留学	技術・人文知識・国際業務	日本人の配偶者等	家族滞在	特別永住者
		88.4	3.3	1.7	1.5	0.8	0.8	0.6
ネパール	6,722	短期滞在	家族滞在	技能	留学	永住者	日本人の配偶者等	就学
2006年		36.4	13.0	11.4	9.6	8.0	5.1	5.1
2015年	31,839	留学	家族滞在	技能	短期滞在	永住者	技術・人文知識・国際業務	経営・管理
		31.5	21.0	17.1	13.0	6.6	3.8	1.6
インド	63,766	短期滞在	家族滞在	技術	永住者	企業内転勤	人文知識・国際業務	技能
2006年		62.1	7.6	7.1	6.5	2.6	2.4	2.1
2015年	108,635	短期滞在	技術・人文知識・国際業務	永住者	家族滞在	技能	企業内転勤	留学
		66.0	8.9	7.6	6.2	2.4	2.3	1.2
スリランカ	20,490	短期滞在	留学	永住者	技術・人文知識・国際業務	家族滞在	経営・管理	日本人の配偶者等
		42.9	12.0	11.6	10.2	7.8	4.1	2.7
パキスタン	16,430	短期滞在	永住者	家族滞在	技術・人文知識・国際業務	経営・管理	定住者	日本人の配偶者等
		27.3	25.5	11.1	10.9	7.9	4.1	4.0
バングラデシュ	12,409	短期滞在	永住者	留学	家族滞在	技術・人文知識・国際業務	研修	公用
		34.3	16.7	12.4	10.4	7.4	2.9	2.7
ブータン	523	短期滞在	公用	研修	留学	外交	永住者	日本人の配偶者等
		37.3	27.2	16.6	5.9	3.1	1.9	1.9
モルディブ	347	短期滞在	研修	公用	外交	永住者	日本人の配偶者等	留学
		61.7	13.0	7.8	6.6	5.2	2.0	1.7

出所:法務省「出入国管理統計表」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html) より筆者作成。

南アジアの国籍別在留者の変化を示した図3が示すように、これまでインドが2万人を超え、1万人前後にパキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、そしてブータンとモルディブがいずれも1,000人以下であった。ネパールを除いた他の国の在留者数は2006年を100とすると、2015年では76.1～163.3の間であるのに対して、ネパールは年々増加し、2006年には約7倍(698.3)に急増している。その結果、2015年末での在留ネパール人は在留インド人の約2倍となった。

人口構成を比較しながら両者の特徴を検討する(図4)。両者ともに男性の割合が高い。在留インド人で最も多いのは男性の30～34歳(14.1%)であり、続いて35～39歳男性(12.5%)、25～29歳男性(10.5%)である。一方、在留ネパール人は20～24歳男性(16.4%)が最も多く、25～29歳男性(15.9%)、30～35歳男性(11.1%)となっている。このよ

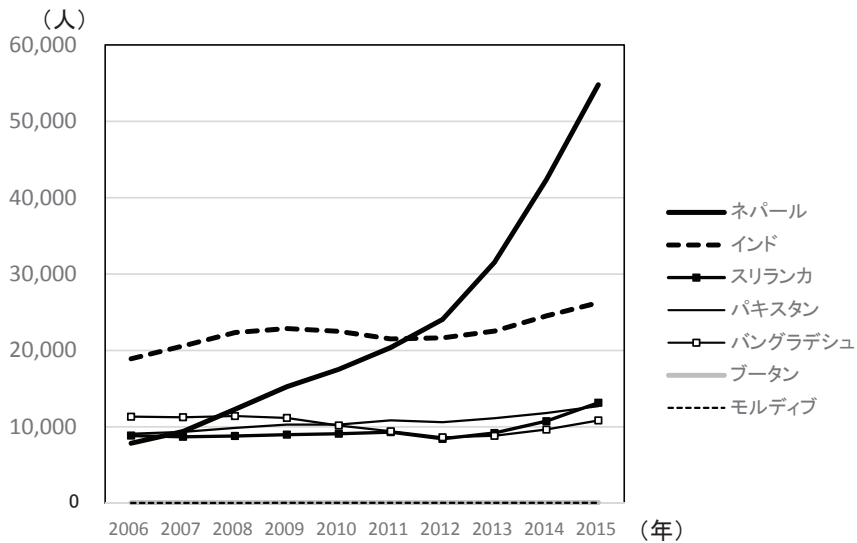


図3 南アジア出身の在留者数の推移 (2006～2015年)

出所：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」
 (http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html) より筆者作成。

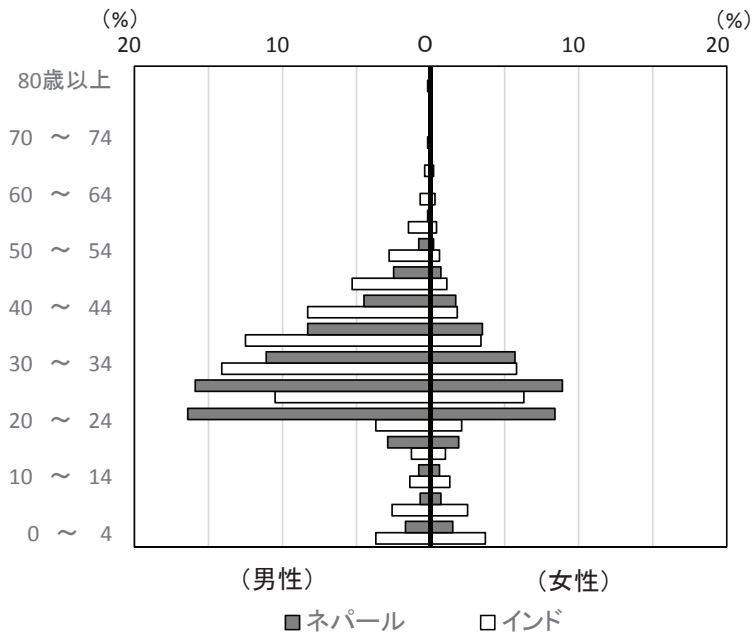


図4 在留ネパール人と在留インド人の年齢構成 (2015年)

注：ネパール人とインド人の男女別年齢層の割合は、ネパール人男女合計とインド人男女合計を、それぞれ100%として表記。
 出所：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」
 (http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html) より筆者作成。

表5 国別都道府県別の在留者（2015年）

（人，％）

	総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
在留外国人	2,232,189	東京 20.7	大阪 9.4	愛知 9.4	神奈川 8.1	埼玉 6.3	千葉 5.5	兵庫 4.4	静岡 3.4	福岡 2.7	茨城 2.4
ネパール 2006年	7,844	東京 35.1	愛知 13.9	神奈川 5.1	千葉 5.0	大阪 4.8	埼玉 4.0	群馬 3.6	静岡 3.4	福岡 3.1	兵庫 2.3
2015年	54,775	東京 34.4	福岡 8.9	愛知 7.4	千葉 6.4	神奈川 6.3	埼玉 5.2	栃木 3.9	沖縄 3.3	群馬 2.9	大阪 2.9
インド 2006年	18,906	東京 39.1	神奈川 13.1	千葉 8.4	兵庫 6.8	愛知 4.6	大阪 3.9	埼玉 3.6	茨城 3.0	群馬 2.0	静岡 1.7
2015年	26,244	東京 39.4	神奈川 15.9	兵庫 5.7	千葉 5.4	埼玉 4.4	大阪 4.0	愛知 3.6	茨城 3.1	栃木 2.3	静岡 2.0
スリランカ	13,152	千葉 16.6	神奈川 14.4	東京 12.7	茨城 10.0	愛知 8.3	埼玉 5.7	栃木 5.4	静岡 3.5	福岡 3.0	群馬 2.7
パキスタン	12,708	埼玉 16.3	愛知 9.7	東京 8.8	神奈川 8.3	茨城 8.3	千葉 7.3	群馬 6.4	栃木 5.3	富山 3.9	静岡 3.0
バングラデシュ	10,835	東京 30.9	埼玉 13.0	神奈川 8.2	千葉 6.9	群馬 5.9	茨城 4.1	愛知 3.8	栃木 3.2	福岡 2.0	大阪 1.8
ブータン	78	愛知 16.7	東京 11.5	神奈川 11.5	埼玉 10.3	千葉 10.3	宮城 10.3	京都 6.4	静岡 2.6	大分 2.6	熊本 2.6
モルディブ	49	東京 16.3	大阪 12.2	埼玉 8.2	沖縄 8.2	神奈川 6.1	宮城 6.1	静岡 6.1	千葉 4.1	熊本 4.1	茨城 4.1

出所：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html）より筆者作成。

うに両者の年齢構成を比べると、生産年齢人口はいずれも男性が多く、在留ネパール人の方が相対的に若年であることが読み取れる。一方で、老年人口はほとんどみられない。年少人口に注目してみると、在留インド人でその割合が高い点に特徴がみいだせる。在留インド人の年少人口は15.2%を占めるのに対して、在留ネパール人のそれはわずかに6.0%にしか過ぎない。

これらの特徴を在留資格と考え合わせると、在留インド人は「技術・人文知識・国際業務」で大学・大学院卒のIT技術者、および彼らの子どもが多いのに対し、在留ネパール人は「留学」が中心であることがそれぞれの年齢構成に反映しているといえる。

在留者の都道府県別分布は、在留外国人全体では第1位の東京都が20.7%を占め、第2位の大阪府の9.4%と比べて、2倍以上となっている（表5）。大阪府は、韓国・朝鮮人など特別永住者が多いのが特徴である。ネパール人、インド人、バングラデシュ人の居住地

表 6 在留資格からみた国別在留者の属性 (2015 年)

(人, %)

	総数	1	2	3	4	5	6	7
在留外国人	2,232,189	永住者 31.4	特別 永住者 15.6	留学 11.1	定住者 7.2	日本人の 配偶者等 6.3	技術・人文 知識・国際 業務 6.2	家族滞在 6.0
ネパール 2006年	7,844	家族滞在 17.9	技能 17.7	留学 14.5	短期滞在 12.6	永住者 9.6	就学 8.2	日本人の 配偶者等 6.7
2015年	54,775	留学 37.0	家族滞在 23.5	技能 18.5	永住者 6.2	特定活動 5.9	技術・人文 知識・国際 業務 3.7	経営・ 管理 1.6
インド 2006年	18,906	家族滞在 24.7	技術 17.3	永住者 11.2	技能 10.3	企業内 転勤 7.2	短期滞在 6.5	人文知識・ 国際業務 3.9
2015年	26,244	家族滞在 24.3	技術・人文 知識・国際 業務 20.2	永住者 18.7	技能 16.1	企業内 転勤 5.0	留学 3.9	特定活動 3.0
スリランカ	13,152	留学 24.5	永住者 18.4	家族滞在 17.6	技術・人文 知識・国際 業務 15.2	特定活動 6.1	日本人の 配偶者等 4.9	経営・ 管理 3.6
パキスタン	12,708	永住者 35.3	家族滞在 19.2	技術・人文 知識・国際 業務 12	定住者 7.9	経営・ 管理 7.1	日本人の 配偶者等 4.9	特定活動 4.7
バングラデシュ	10,835	永住者 26.6	家族滞在 22.7	留学 17.6	技術・人文 知識・国際 業務 10.6	特定活動 5.2	定住者 3.8	日本人の 配偶者等 3.3
ブータン	78	留学 30.8	日本人の 配偶者等 16.7	永住者 14.1	家族滞在 10.3	技能実習 1号口 10.3	技術・人文 知識・国際 業務 9.0	教育 2.6
モルディブ	49	永住者 49	日本人の 配偶者等 28.6	留学 10.2	家族滞在 6.1	研修 4.1	企業内 転勤 2.0	定住者 0

出所：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html）より筆者作成。

はそれぞれ東京都が 30%以上を占めており、2 位以下は 10%台に過ぎず、東京都への集中が顕著である。

在留インド人は、東京都が第一位であるが、インド商人を核としたオールドカマーの集住地である兵庫県（神戸市が集住地）が上位にあるのが特徴である。都道府県にみた地域的分布に関して 2006 年から 2015 年への大きな変化は見られない。また在留資格は、「家族滞在」が第一位である。そのあとは「技術・人文知識・国際業務」、「永住者」、「技能」、「企業内転勤」であり、2006 年から 2015 年にかけての大きな変化はみられない（表 6）。

日本において、情報化社会の到来やY2K年問題などを契機に、IT技術者を中心として多くのインド人が流入した。東京都23区別の2007年と2016年の分布を示した図5によると、江戸川区と隣接する江東区への集中傾向が強いことが分かる。江戸川区西葛西地区にインド人の互助組織が形成され、その後インド人学校が両区に設立、さらに宗教施設も建立さ

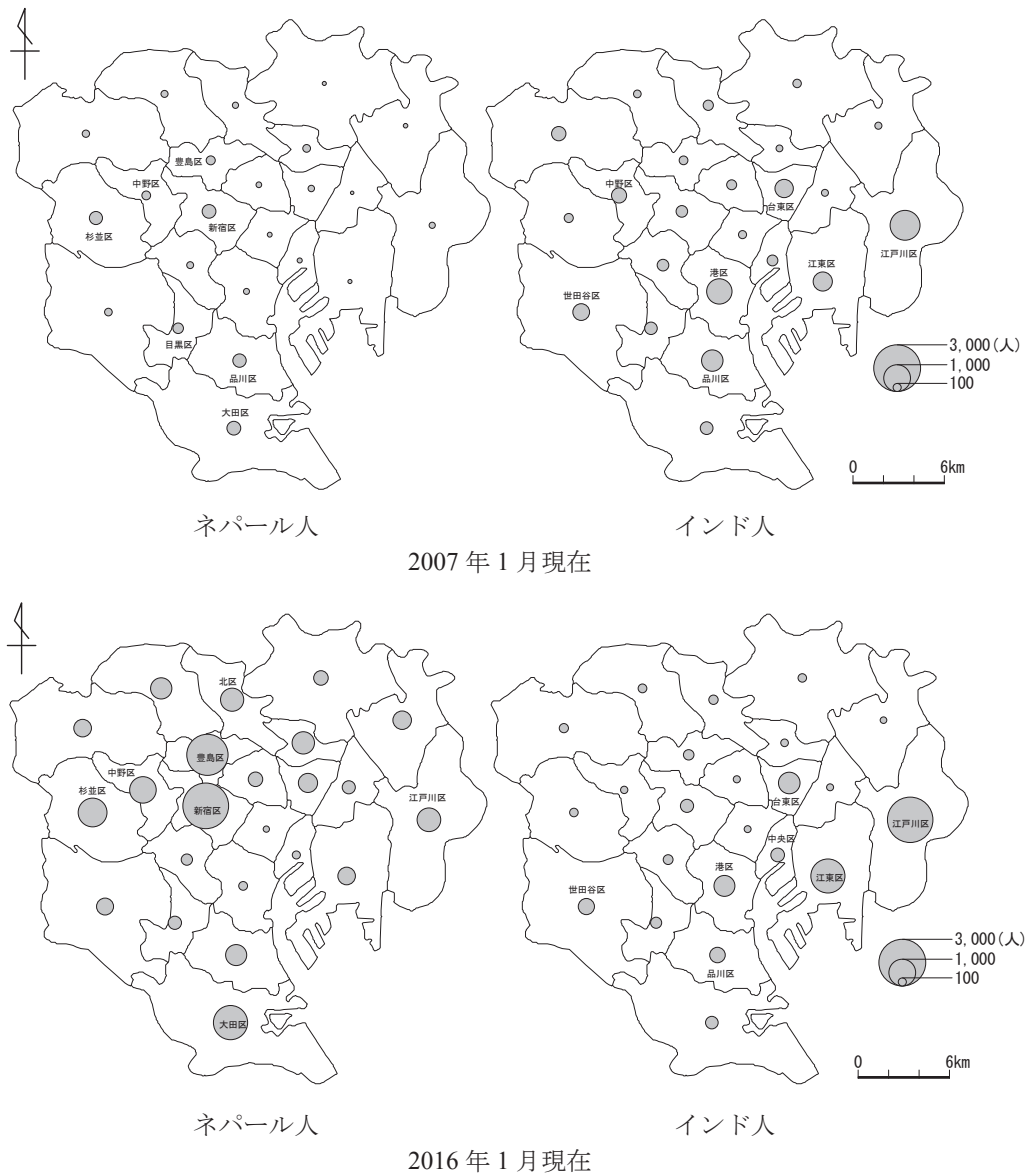


図5 東京都23区の在留ネパール人と在留インド人の変化(2007, 2016年)

出所:「東京都の統計」より筆者作成。

れるなど、江戸川区西葛西地区を中心とした集住地域が形成された。また西葛西と大手町（インド人 IT 技術者の主な就業先）などを結ぶ東京メトロ東西線沿線で居住が広がってきている⁸⁾。

一方、在留ネパール人の都道府県別分布の 2006 年から 2015 年への変化では福岡県での増加が特徴的である（表 5）。愛知県と大阪府での割合が低下する一方で、東京都周辺の県が上位に入っている。また沖縄県は 2006 年には、32 人（0.4%）に過ぎなかったが、2015 年には 3.3%と 8 位に上昇している。東京 23 区での分布（図 5）は、2007 年には新宿区（特に大久保・百人町）、杉並区や大田区・品川区などに分布が広がっていたが、2016 年には、新宿区、豊島区、中野区、杉並区で急増した。JR 大久保駅や新大久保駅周辺から特に JR 中央線沿いに居住が広がったことが分かる。その要因の一つとして 2013 年に、日本で最初のネパール人学校が東京都杉並区阿佐谷に設立されたことを挙げることができる。移民社会において、宗教施設、食材店とともに、母語教育を行う学校は子どもを持つ親にとり特に重要な社会インフラであり、これらを核に集住地が形成される傾向が強い。従って、今後は新宿区大久保・百人町のみならず、杉並区にネパール人が集中して居住し、阿佐ヶ谷で「リトルネパール」を形成する可能性が高いといえる。

ネパール人の在留資格は、入国者と同様に「留学」が第一位である。2006 年においても、「就学」と「留学」を合わせれば、22.7%と「家族滞在」より多い。2015 年には「留学」、「家族滞在」のほか、「技能」が続く（表 6）。つまり、在外ネパール人に関し、日本以外の国での一般的な低賃金労働者としての位置付けとは異なり、日本では留学生かインド料理店でのコックとして就労している者が中心であることが分かる。

そこで、次章では、ネパール人の留学先として極めて重要な日本語学校との関連性について考察を行う。

V. ネパール人留学生と日本語学校

1. 留学生政策と日本語学校

ネパール人の日本への入国ならびに在留資格において、いずれも「留学」が第一位を占めている。そこで本章では、まず留学生の受け入れに対する政策の変遷を整理する。

日本が留学生の受け入れを大きく推進させたのは 1983 年の「留学生 10 万人計画」である。これは当時 10 万人の留学生を受け入れていたフランスをモデルに、中曽根康弘首相（当時）の肝いりで進められた政策である。当時の日本では留学生は約 1 万人に過ぎなかった。この政策の一環として、法務省は労働時間の制限はあるものの留学生のバイト解禁を行った⁹⁾。1980 年代後半のバブル期において、単純労働者不足が深刻な状況にあり、一部の日本語学校において、在学する留学生が制限時間を超えて就労するなど、単純労働者の海外

からの受け皿として機能する状況がみられた。その中で、「上海事件」¹⁰⁾が発生した。

その後、日本政府はそれまでの南アジアからの「外国人労働者」を締め出し、それにかわる労働者として「日系人」をブラジル、ペルーなどから流入させる政策をとって国内での単純労働者不足に対応した。具体的には「出入国管理及び難民認定法」の改正（1990年）である。この改正において、留学生の在留資格には「留学」と「就学」の2つが設定された。「留学」は大学や短大、専門学校に在籍、「就学」はそれ以外の学校（例えば日本語学校）で学ぶための資格である。この改正に連動して、不適切な日本語学校を排除するために、「日本語教育振興協会」が1990年に設立するとともに、日本語学校の設置基準を専修学校とほぼ同じレベルに設定し、日本語学校の運営の適正化などを管理する体制が整えられた。その後2000年からは日本語教育振興協会に登録されている日本語学校の入学予定者に対し、財政・学歴等の書類を一切添付せず、申請書と写真のみで在留資格認定書を発給するようになった。

以上のような規制緩和が進められるなか、2002年末に山形県の酒田短期大学で中国の留学生が大量に行方不明となる事件が発生した。これを受け、法務省は規制緩和の方針を一転させ、「留学」と「就学」の在留資格の厳格方針を打ち出し、2004年から適用している。「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（2009年7月公布）により「留学」と「就学」の資格が「留学」の資格に一本化され今日に至っている（李 2012）。

留学生にかかわる統計は、日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」と日本語教育振興協会が実施する「日本語教育機関実態調査」ならびに日本語教育振興協会のホームページで登録学校ごとのデータがある。次項では、後者のデータを用いて、ネパール人留学生の実態を検討する。

2. 日本語学校におけるネパール人留学生

日本語教育振興協会に登録している日本語学校の県別の学生数（2015年）を示した図6が示すように、日本語学校の学生は東京都に集中している。関東以外では、大阪府、兵庫県、福岡県、愛知県に多い。一方、ネパール人学生は全国で6,411人であり、日本語学校学生全体の中でネパール人の占める割合は8.2%である。ネパール人学生は東京都が2,127人と最大で、続いて福岡県1,625人、沖縄県740人であり、他は千葉県、神奈川県、栃木県など関東が続いている（図6）。

学校単位で見ると、最もネパール人学生が在籍しているのはA校（沖縄県）の396人である。続いてB校（福岡県）264人、C校（福岡県）214人、D校（福岡県）209人である。100人以上のネパール人学生が在籍している日本語学校は12校で、そのうち福岡県5校、

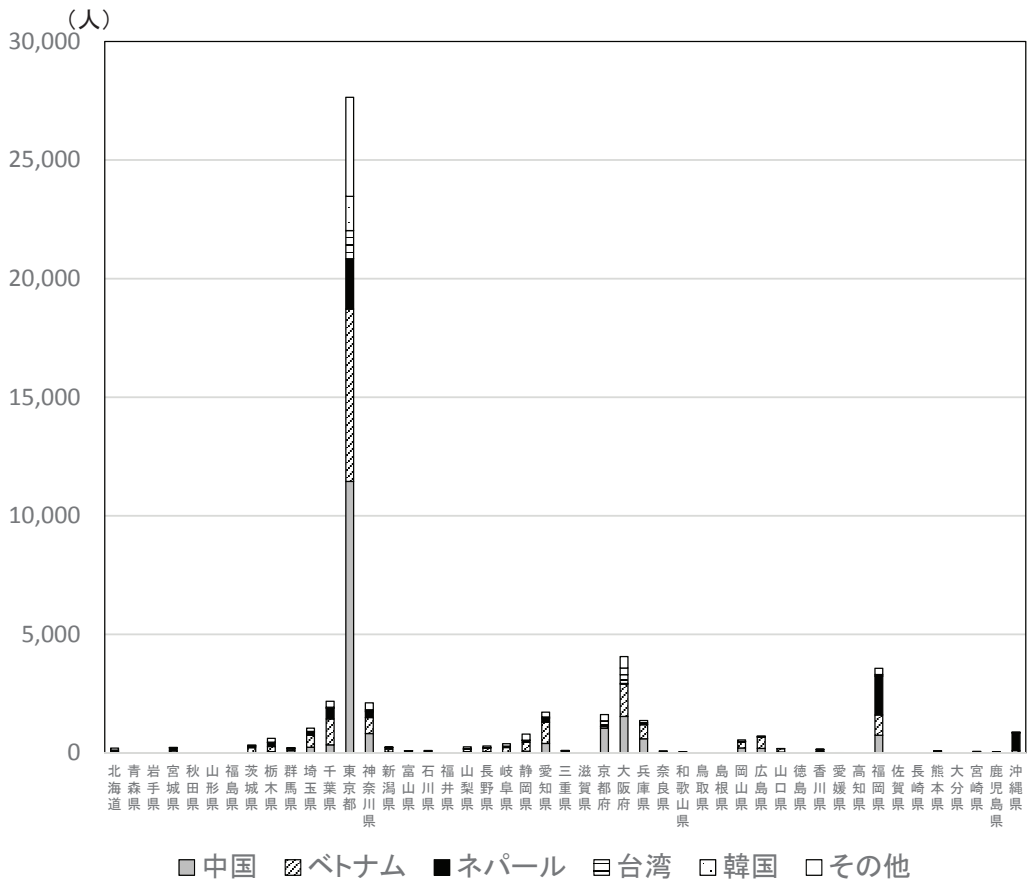


図6 日本語学校における国籍別学生数（2015年）

出所：日本語教育振興協会認定の日本語教育機関の各ホームページよりデータを収集し筆者作成。

沖縄県と東京都2校であり、千葉県・宮城県・神奈川県が各1校であった。

また、日本語学校でのネパール人学生が学生収容人数に占める割合の上位3校（E校（120%）、F校（91.7%）、A校（88.0%））は、いずれも沖縄県の学校であった。50%以上の日本語学校は12校あり、福岡県5校、沖縄県3校、宮崎県・千葉県・宮城県・東京都が各1校であった。このようにネパール人留学生は特定の県（福岡県・沖縄県）の特定の日本語学校に集中する傾向がある。福岡県の或る日本語学校では、ネパール語で学校紹介の動画をHP上に掲載するなど、ネパール人留学生に特化した生徒募集を行っている。

日本語学校の多くは、当初中国人留学生が主流であった。しかし近年は中国人留学生が減少した結果、生徒不足を補うためにネパールやベトナムからの留学生を誘致することとなった。特に、ネパールでは日本語学校に関する情報が斡旋窓口、ネットや口コミで伝

わった結果、特定の日本語学校にネパール人が集中する結果となり、連鎖人口移動（chain migration）の形態を示している。

VI. おわりに

本稿は、近年急増する在日ネパール人の動向とその変化要因を明らかにすることを目的とし、先行研究ならびに各種統計データを用いて検討した。本稿では、まずネパールからの移民にかかわる状況を歴史的変遷ならびに移民政策の観点から整理した。在外ネパール人は、かつてはインドへの移民が中心であった。1985年に国外労働法が制定され、ネパール人労働者の国外オープン化が図られた。しかしながら、2001年時点の在外ネパール人はインドへの割合は低下したものの、在外ネパール人の総数は数十万人レベルであった。2006年にネパール内戦の包括和平が成立し、2008年に王国から連邦民主共和国となり、2015年には新憲法が発布された。依然として政治的不安定は続くものの、2000年代にみられたほどの混乱はみられず、ネパール政府は新国外労働法や国外労働基本政策を制定するなど、ネパール人の国外での労働環境を整えてきた。2014/15年度において、200万人を超えると推定されている在外ネパール人からの送金はネパールのGDPの27.7%を占める（GON 2016）など、ネパールの経済において極めて大きな意味を持つ。ネパール人の移動先は、インド、中東産油国、ASEAN諸国であり、とくに近年ではマレーシアへの移民が急増している。就労許可申請において、日本への申請は全体の0.2%に過ぎず、また二国間労働協定の締結などがなされているが、同じ制度を導入した韓国と比べて、その実施は限定的である。しかしその一方で、日本はネパールからの最大の留学先となった。

次に日本におけるネパール人の動向を、他の南アジアの国と比較しながら、その特徴を在留資格や地域分布から検討した。2005～15年の10年間で在留ネパール人が急増し、在留者数においては南アジアの中でも最も多く、在留インド人の2倍以上となっている。在留資格の上では、「留学」（37.0%）がもっとも多く、在留インド人はIT技術者などの「技術・人文知識・国際業務」の割合（20.2%）が高いのに対して、在留ネパール人のそれは3.7%にしか過ぎない。年齢階層についても、在日ネパール人は20歳代が中心で、在留インド人に比べてやや若年である。またともに「技能」が一定の割合を占めており、それらはインド料理店のコックなどの飲食関係者の需要を反映したものである。このように同じ南アジアからの移民であるものの、両者の日本での状況は大きく異なることが指摘される。在留ネパール人においては、東京都が最も多いが、福岡県や沖縄県での増加に特徴が見出された。さらに在留資格で最も多い「留学」に注目し、その主な就学先である日本語学校に焦点をあてて考察した結果、在留ネパール人の地域分布は日本語学校におけるネパール人学生の分布傾向と深くつながっていることが示された。

このように日本におけるネパール人は、労働者ではなく、留学生を中心に急増している。若林（1996）は、1980年代に日本に流入したパキスタン人とバングラデシュ人の調査分析を行い。入国当初の東京都心の日本語学校から次第に北関東など周辺近県に移動し、その後それらの地域での小規模工場などに飛び込みで仕事を求めていったことを明らかにしている。本稿の分析では、日本語学校が在日ネパール人と深くかかわっていることを指摘したが、ネパール人学生の就労（アルバイト）の実態や日本語学校の修了後については調査段階であり、今後の重要な課題の一つとして検討を行う必要があると考える。

また、在留インド人の年少人口の割合が高いことを指摘した。これはインド人学校の成立と深くかかわっている（Sawa 2013）。英語で教育を行い、母語も教えるインド人学校の設立は、在留インド人の地域分布にも大きな変化をもたらす要因となっている。東京都江戸川区と江東区にそれぞれインド人学校が設立されたことで、子どもを持ち高度な教育を受けさせたいインド人 IT 技術者が両区に集中して居住する傾向が強まった。在留ネパール人については、東京都新宿区大久保・百人町に多く居住しているが、近年杉並区阿佐谷にネパール人学校が設立された。その結果、JR 中央線沿線でネパール人の居住が増加した。将来的には、さらに集住が進み、「リトルネパール」を形成する可能性が高い。それ故に、今後の移民研究においては、このような教育インフラとのかかわりで、検討することが重要な観点であるといえる。

付記

本稿を作成するにあたって、統計資料の整理で兵庫教育大学大学院生の渡邊幸太さんに協力いただきました。記してお礼申し上げます。平成 28 ～ 29 年度科研費「空間的実践とエスニシティからみた在日インド人と在日ネパール人ー戦術から戦略へ」（代表者：澤宗則）の一部を使用した。なお本稿の一部は、兵庫地理学協会 2016 年夏季研究大会（2016 年 8 月、於：兵庫県立加古川東高校）にて発表した。

注

- 1) 本稿では、日本にいるネパール人の総称や一般名称として「在日ネパール人」、在留外国人統計での分析において在留外国人に登録しているネパール人に限定して議論する場合は「在留ネパール人」を用語として用いる。そのほか、一般名称として「ネパール人」、そしてネパール国外に居住および一時滞在する者を「在外ネパール人」の用語を用いる。その他の国についても同様に扱う。
- 2) NHK のクローズアッププラス（2016 年 10 月 11 日放映）で、ベトナム人とネパール人が取り上げられた。
- 3) MINDAS の 2011 年度第 2 回合同研究会における報告（<http://www.minpaku.ac.jp/nihu/>

mindas/research_j2011.html#20111008minami) など。

- 4) 小林 (2010) 第4表による。
- 5) 読売新聞 2015年2月6日, 国際研修協力機構「技能実習生の行方不明者発生防止対策について」(<http://www.jitco.or.jp/download/data/161014.pdf>)
- 6) 入国者数は日本入国時に掌握される値に対して, 在留者数は出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって日本に在留する外国人のうち, 「短期滞在」, 「外交」又は「公用」の在留資格以外の者と特別永住者を合わせた値である。
- 7) コンピューターの古いプログラムには西暦年が四桁ではなく二桁表記の場合があり, 2000年に00となりプログラムが暴走する危険がある問題。
- 8) 筆者らは, これまでその実態について分析を行ってきた(澤 2008, 澤・南埜 2003, 2008, 2009, 南埜・澤 2005, Sawa 2013, Sawa and Minamino 2007)。南アジアからの移民全体については, 南埜 (2002, 2008) を参照のこと。
- 9) 2009年以降は在留資格の「留学」の規定により, 日本語学校の学生のアルバイトは1週28時間以内(長期休業期間中は1日8時間以内)まで可能となっている。
- 10) 1988年11月に, 或る日本語学校が入学許可を乱発した。入学金や授業料を払い込んだにも関わらず入国ビザが入手できなかった数百人が, 上海の日本領事館を取り囲んだ事件。

文献

- 小林正夫 (2010): ネパールを支える国外への労働力移動. 新地理, 58-3, pp.36-49.
- 小林正夫 (2013): ネパールからインドへの人口移動～オープン・ボーダーの歴史とグローバル時代における位置づけ～. 東洋大学社会学部紀要, 51-2, pp.51-64.
- 佐伯和彦 (2003): 『ネパール全史』明石書店, 767p.
- 澤 宗則 (2008): 日本のインド人社会, 山下清海編『エスニック・ワールド 世界と日本のエスニック社会』明石書店, pp.239-249.
- 澤 宗則・南埜 猛 (2003): グローバリゼーション下の在日インド人社会——エスニック集団と「場所」との再帰的關係. 秋田 茂・水島 司編『現代南アジア 世界システムとネットワーク』, 東京大学出版会, pp.347-367.
- 澤 宗則・南埜 猛 (2008): 「グローバル経済下の在日インド人社会における空間の再編成—脱領域化と再領域化に着目して」, 高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究1 越境』慶應義塾大学出版会, pp.269-295.
- 澤 宗則・南埜 猛 (2009): 「グローバルシティ・東京におけるインド人集住地の形成——東京都江戸川区西葛西を事例に」, 国立民族学博物館調査報告 83, pp.41-58.
- 白石聡美 (2017): 技能実習制度の概要と受入れ・送出し状況——技能実習生受入れの現状と送出し国の多様化——. ウェブマガジン『留学交流』, vol.70, pp.24-34.

- スベディ（Subedi, B.P.）（2005）：ネパールからの国際労働移動——新しいパターンと動向——. 石川義孝編『アジア太平洋地域の人口移動』明石書店, pp.297-273.
- 西澤憲一郎（1985）：『ネパールの歴史——対インド関係を中心に——』頸草書房, 379p.
- 水野正巳（2010）：ネパール人のディアスポラ. 駒井 洋編（2010）：『東南・南アジアのディアスポラ』明石書店, pp.245-261.
- 南 真木人（2008）：忘れられた外国人——ネパール人移住労働者の現在『アジア遊学——日本で暮らす外国人——』117, 130 - 137.
- 南埜 猛（2002）：インド系移民統計に関する一考察. 兵庫教育大学研究紀要, 22, pp.69-80.
- 南埜 猛（2008）：インド系移民の現状と動向——インド政府発表資料（1980 年報告と 2001 年報告）もとに. 移民研究, 4, pp.31-50.
- 南埜 猛・澤 宗則（2005）：在日インド人社会の変遷——定住地神戸を事例として——. 兵庫地理, 50, pp.14-25.
- 南埜 猛・澤 宗則（2017）：インド系移民の現状と動向——インド政府統計による考察——. 兵庫地理, 62, pp.1-18.
- 李 政宏（2012）：日本の外国人入国政策の変遷と外国人入国の推移. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊 20-1, pp.189-199.
- 若林チヒロ（1996）：日本を漂流するバングラデシュの若者たち. 駒井 洋編『日本のエスニック社会』明石書店, pp.65-92.
- Government of Nepal=GON (2014) : *Labour Migration for Employment A Status Report for Nepal :2013/14*
- Government of Nepal=GON (2016) : *Labour Migration for Employment A Status Report for Nepal :2014/15*
- Khatiwada, P.P. (2014) : International migration and citizenship in Nepal. Central Bureau of Statistics, Nepal, *Population monograph of Nepal Volume I (Population Dynamics)*, Central Bureau of Statistics, pp.211-239
- Piya, L. and Joshi, N.P. (2016) : Migration and Remittance in Nepal: A Review of the Push-Pull Factors and Socioeconomic Issues. 広島大学現代インド研究——空間と社会 6, pp.41-53.
- Minami, M. (2008) : Overstaying Undocumented Workers on the Decrease in Japan : The Case of Nepali Immigrant Workers. Yamashita et al. *Transnational Migration in East Asia, Senri Ethnological Report*, 77, pp.89-99.
- Sawa, M. (2013) : Spatial Reorganisation of the Indian Community Crossing Border : A Case Study of the Global City Tokyo, *Japanese Journal of Human Geography* (人文地理), 65-6, pp.508-526.
- Sawa, M., Minamino, T. (2007) : Emerging of an Indian community in Tokyo. *The Indian*

Geography Journal 82-1, pp.7-26.

Sijapati, B., Ashim Bhattarai and Dinesh Parhak (2015) : *Analysis of labour market and migration trend in Nepal*. GIZ and ILO, 82p.

United Nations (2016) : *International migration report*, (<http://www.un.org/en/development/desa/population/migration/publications/migrationreport/docs/MigrationReport2015.pdf>.)

Yamanaka, K. (2000) : Nepalese labour migration to Japan: from global warriors to global workers, *Ethnic and Racial Studies*, 23:1, 62-93.

World Bank (2011) : *Large-scale migration and remittance in Nepal: Issues, challenges, and opportunities*. Report No.55390-NP, World Bank, Kathmandu.

(みなみの たけし・兵庫教育大学大学院学校教育研究科・教授・人文地理学)

さわ むねのり・神戸大学大学院人間発達環境学研究科・教授・人文地理学)

Trends of Nepalese Migrants in Japan

MINAMINO Takeshi* and SAWA Munenori**

*Graduate School of Education, Hyogo University of Teacher Education

**Graduate School of Human Development and Environment, Kobe University
(Human Geography)

Key words : Nepalese migrants, migration policy, globalization, Japanese language school, Little Nepal

In recent years, Nepalese in Japan have been rapidly increasing. This study intends to clarify the trend of the Nepalese migrants and its socio-economic factors referring to preceding studies and various statistical data.

Historically migrants from Nepal mainly outflowed to India. Foreign Employment Act introduced in 1985 led to an opening Nepalese labors to the world. The number of Nepalese migrants was limited in hundreds of thousands levels, while the ratio to India decreased at the time of 2001 census. The political situation becomes stable owing to the peace agreement of the civil war of Nepal in 2006 and conversion of Kingdom into Federation Democratic Republic in 2008. Then the Governemnt of Nepal enacted new Foreign Employment Act in 2007 and introduced Foreign Employment policy in 2012. These migration policies have improved the circumstances of Nepalese migrants. As globalization proceeds, the number of Nepalese migrants estimated to be more than 2 million people in 2014/15 year. The remittance from abroad estimated at 27.7% of Nepalese GDP which accounted for an extremely large proportion in Nepalese economy. Destinations of Nepalese migrants are India, Middle Eastern oil-producing countries as well as ASEAN countries. In late years the migrants to Malaysia have increased rapidly. Although Nepalese in Japan is only 0.2% of the whole Nepalese abroad, Japan became the largest destination for studying abroad.

We examined the characteristics of Nepalese migrants in Japan comparing with the migrants from South Asian nations. As a result, Nepalese migrants in Japan have increased rapidly, the number is the largest among those from Southern Asian countries and twice as Indians in Japan. The main ‘status of residence’ of Nepalese is “study”(37.0%, 2015), and that of, “ Engineer/ Humanities/ International Services” is only 3.7%. Status of “Skilled Labor”, mostly cooks in Indian restaurants, shows a significant ratio in both Nepalese and Indians. Nepalese are slightly younger than Indians. Both of them mostly lives in Tokyo, but the most distinctive feature of Nepalese is large population in Fukuoka and Okinawa prefectures. This study found that this feature has a strong connection with Japanese language schools in both prefectures.

In addition to these results, this study points out two important research tasks from now on; 1) Investigating the situation of Nepalese students in Japanese language schools and of their part-time jobs as well as their future after graduating from the schools, 2) Investigating ‘Little Nepal’, which will be a new ethnic community, in Suginami-district, Tokyo associated with newly established Nepalese School.